

委託執行(変更)概要書		市長	****	副市長	部長 総務	部長	企画監	課長	補佐	係長	係員
執行年度 令和8年度		委託業務名 令和8年度成田国際空港航空機騒音実態調査業務									
履行場所等		稲敷市内 (5地点)								設計種別 実施 ・ 変更	
業務概要		業務内容 請負 直営 <u>委託</u>									
航空機騒音実態調査 稲敷市内 (5地点)		原契約年月日									
調査実施期間 (1) 夏季 令和8年6月～同年9月中旬までの間の連続7日間 (2) 冬季 令和8年12月～令和9年1月までの間の連続7日間		履行期間 契約締結の翌日から 令和9年3月19日まで 日間									
		請負人又は受託者									
		費目	起工	第1回変更			第 回変更		増減 (△)		
		起工額									
		請負(委託)に付する額									
		業務価格									
		消費税相当額									
		請負(委託)決定額									
		$\text{変更請負に付する工事価格} = \text{変更積算工事価格} \times \text{請負比率}$ $\text{請負比率} = \frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の請負に付する額}} = \frac{0}{0} =$ $\text{変更積算工事価格} \times \text{請負比率} =$									

令和8年度成田国際空港航空機騒音実態調査業務仕様書

1. 目的

本調査は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）に基づき、成田国際空港に離着陸する航空機に係る騒音の稲敷市内における実態調査を行い、航空機騒音に係る環境基準（Lden）の達成状況を把握するために行う。なお、平成25年3月まで適用されていた環境基準（WECPNL）についても、経年比較を行うため併せて実態調査を行い、LdenとWECPNLとの関係を把握する。

2. 調査場所

稲敷市内 5地点

詳細は、別途協議の上決定するものとする。

3. 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

4. 調査実施期間

(1) 夏季 令和8年6月から同年9月中旬までの間の連続7日間

(2) 冬季 令和8年12月から令和9年1月までの間の連続7日間

5. 調査内容

(1) Ldenの調査

稲敷市内5地点で測定、評価及び考察を行う。調査方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境省告示第154号）及び「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和2年3月環境省）に基づくものとする。

(2) WECPNLの調査

稲敷市内5地点で測定、評価及び考察を行う。調査方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）及び「航空機騒音監視測定マニュアル」（昭和63年7月環境庁大気保全局）に基づくものとする。

6. 測定・評価方法

(1) 調査測定項目

調査対象とする航空機に係る単発騒音は、最大騒音レベルが暗騒音のレベルから10dB以上大きなものに限ることとし、以下の項目を測定・記録する。

- ・単発騒音暴露レベル

- ・最大騒音レベル
- ・継続時間
- ・観測時刻
- ・音源の種類
- ・暗騒音レベル
- ・観測航空機の数
- ・航空機の機種ごとの数
- ・気象（風向、風速、温度、湿度）

（2）測定器

航空機騒音自動測定装置（航空機自動識別装置を備えたものに限る。以下同様。）を利用して測定を行うものとするが、航空機騒音自動測定装置の利用に代えて、有人による測定で代替することは妨げない。

（3）測定期間

両調査とも連続7日間とし、5地点を一斉に行うものとする。

（4）測定時間帯

毎日0時から24時までとする。ただし、有人による測定で行う場合に有人とする時間帯については、6時から23時までの間とする。

また、各測定地点について毎日、少なくとも1回以上巡回点検を行い、機器の状況及び周囲の状況を記録すること。

なお、遠隔操作により上記の確認等が行える場合は、遠隔操作による確認をもって当該巡回点検に代えることができる。ただし、夏季及び冬季のそれぞれについて少なくとも3日に1回以上は巡回点検を行うこととし、緊急事態が発生した場合には、直ちに現地赶赴すること。

（5）気象調査

測定方法等は次のとおりとする。

- ・風向：毎正時前10分間の最多風向を16方位で表す。
- ・風速：毎正時前10分間の平均値を測定し、小数点第1位とする。
- ・温度・湿度：毎正時に測定し、温度は小数点第1位、相対湿度（%）は整数値とする。

（6）航空機騒音の評価値の算出

測定データに基づき、航空機騒音の評価値を算出し、環境基準との適合を判断するものとする。

また、環境基準の達成状況の評価においては、評価値は小数点第1位を四捨五入した後、整数表示とすること。

（7）記録の保管

測定値の記録媒体は、委託期間終了後1年間は、受託者において保管するものとする。

る。

(8) 評価

測定データに基づき、航空機騒音の評価値を算出し、環境基準との適合を判断するものとする。

また、環境基準の達成状況の評価については、評価値は少数点第1位を四捨五入した後、整数表示とすること。

7. 調査の実施の決定

強雨、強風等のため、上記調査期間内に測定に著しく支障をきたすと予想される場合は、関係者と協議の上実施の可否を決定するものとし、協議の結果調査延期となった場合は、改めて調査期間について協議するものとする。

8. 調査結果の取りまとめ

- (1) 測定記録を、茨城県で設置している固定測定局及び運航実績データとの突合することによって、除外音除去等の作業を行い、突合結果及び除外結果を取りまとめること。
- (2) Lden 又は WECPNL の評価値が環境基準を超過した場合は、当該超過地点について原因調査を行い、結果を取りまとめること。
- (3) 各測定地点における Lden 又は WECPNL の、前年及び経年との増減及び季節別差異の理由について、機種、飛行経路、飛行時間帯、便数、離陸・着陸の別、利用滑走路などを踏まえて考察し、結果をとりまとめること。
- (4) Lden 又は WECPNL の関係式について、おおむね $Lden+13=WECPNL$ となるかどうか検証を行い、差異が生じた場合にはその原因について考察すること。
- (5) 航空機騒音識別のため騒音レベルや継続時間に閾値を設定した場合は、各測定地点における1日のデータについて、瞬時値波形や実音モニター等により設定の妥当性について検証を行い、結果を取りまとめること。

9. 費用の負担

測定に要する費用（施設使用料、電気料等）は、受託者においてすべて負担するものとする。

なお、費用の支払いは、受託者と各施設管理者との間で行うこととする。

10. 成果品

●令和8年度成田国際空港航空機騒音実態調査報告書25部及び報告書データ

受託者は本業務の完了後に本仕様書に基づき検査を受けなければならない。なお、検査において指摘事項があった場合は、指示に従い適切な処置を施さなければならない。報告書には次に定める内容について記載するものとする。

- ・航空機騒音等調査結果

6（1）の調査結果のほか、測定地点毎の1日の評価値（Lden又はWECPNL）及び測定期間中の評価値（Lden又はWECPNL）※Ldenについては、算出方法を含む。

- ・評価値（Lden又はWECPNL）の環境基準の達成状況
- ・超過地（Lden又はWECPNL）の環境基準が超過した場合は、その詳細な要因
- ・LdenとWECPNLの関係式についての検証結果
- ・南風運用時（夏季）と北風運用時（冬季）を比較しての検証結果
- ・運行回数増減による影響の検証結果

また、上記報告書とは別に、夏季調査終了後、速やかに中間報告として市に報告するものとする。

1.1. 貸与品

- | | |
|---|----|
| (1) 茨城県設置固定局における航空機騒音自動測定結果
(茨城県から測定実施前又は後に市が取得予定。) | 1部 |
| (2) 測定期間中のフライトスケジュール及び実績データ
(成田国際空港株式会社から測定実施前又は後に市が取得予定。) | 1部 |

令和8年度成田国際空港航空機騒音実態調査業務

項目	数量	単位	金額	備考
①事前調査	1	式		
②航空機騒音測定	2	回		
③航空機騒音分析	2	回		
④報告書作成	1	式		
諸経費	1	式		
小計【入札書記載額】				
消費税	10	%		
合計				

① 事前調査		数量	単位	単価	金額
A事前調査					
技術者人件費	技師B		人/日		
	技師C		人/日		
直接経費	交通費（車往復）		日		
	騒音計損料		台/日		
	車両損料（社用車）		台/日		
② 航空機騒音測定（1回当たり）		数量	単位	単価	金額
A機材準備					
技術者人件費	技師B		人/日		
B機材設置・調整					
技術者人件費	技師B		人/日		
	技師C		人/日		
直接経費	交通費（車往復）		日		
	校正器損料		台/日		
	車両損料（社用車）		台/日		

C騒音測定					
技術者人件費	技師B (1人×2日)		人/日		
直接経費	航空機騒音自動測定装置機器損料 (5台×7日)		台		
	通信機器損料		台/日		
	車両損料 (車往復) (1台×2日)		台/日		
	交通費 (車往復) (1台×2日)		日		
	施設利用料・電気使用料		箇所		
D機材撤収					
技術者人件費	技師B		人/日		
直接経費	交通費 (車往復)		日		
	校正器損料		台/日		
	車両損料 (社用車)		台/日		
③ 航空機騒音分析 (1回当たり)		数量	単位	単価	金額
A航空機騒音分析					
技術者人件費	技師A		人/日		
	技師C		人/日		
直接経費	分析機器		台/日		

④ 報告書作成	数量	単位	単価	金額
A報告書作成				
技術者人件費	技師A	人/日		
	技師C	人/日		
直接経費	分析機器	台/日		
	報告書製本	部		
B報告書提出				
技術者人件費	技師B	人/日		
直接経費	交通費（車往復）	日		
	校正器損料	台/日		
	車両損料（社用車）	台/日		